

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第22号

四日市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市営住宅条例施行規則（平成10年四日市市規則第2号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(入居者資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第5条第3項の規定により市長が定める条件は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた条件</u></p> | <p>(入居者資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第5条第3項の規定により市長が定める条件は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> |
| <p>(収入の申告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例<u>第20条第4項</u>の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）の通知は、収入認定（家賃決定）通知書（第13号様式）により行うものとする。</p> <p>3 条例<u>第20条第5項</u>の規定による意見の申立ては、収入認定に対する意見申立書（第14号様式）により、その意見の内容を証する書類を添付して、前項の通知のあった日から1箇月以内に行わなければならない。</p> <p>4から7まで (略)</p> | <p>(収入の申告)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 条例<u>第20条第3項</u>の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）の通知は、収入認定（家賃決定）通知書（第13号様式）により行うものとする。</p> <p>3 条例<u>第20条第4項</u>の規定による意見の申立ては、収入認定に対する意見申立書（第14号様式）により、その意見の内容を証する書類を添付して、前項の通知のあった日から1箇月以内に行わなければならない。</p> <p>4から7まで (略)</p> |

(改良住宅の家賃)

第12条 (略)

2 条例第21条第4項ただし書の規定により設定する改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第3条の規定による近傍同種の住宅の家賃の算定方法の例により市長が定めた額(以下「近傍同種家賃相当額」という。)以下で、条例第20条第4項の規定により認定された収入に応じて、令第2条に規定する公営住宅の家賃の算定方法の例により市長が定めた額(以下「応能応益家賃相当額」という。)とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、条例第41条第1項の規定により報告を求めたにもかかわらず、当該入居者がその求めに応じないときは、当該改良住宅の毎月の家賃は、近傍同種家賃相当額とする。

3 (略)

(放置となる期間)

第44条 条例第65条第1項の規則で定める期間は、10日とする。

(調査記録票等)

第45条 市長は、条例第66条の規定により調査を行ったときは、放置自動車等調査記録票(第48号様式)を作成するものとする。

2 市長は、放置されている自動車等を放置自動車等であると認めたときは、放置

(改良住宅の家賃)

第12条 (略)

2 条例第21条第4項ただし書の規定により設定する改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第3条の規定による近傍同種の住宅の家賃の算定方法の例により市長が定めた額(以下「近傍同種家賃相当額」という。)以下で、条例第20条第3項の規定により認定された収入に応じて、令第2条に規定する公営住宅の家賃の算定方法の例により市長が定めた額(以下「応能応益家賃相当額」という。)とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、条例第41条第1項の規定により報告を求めたにもかかわらず、当該入居者がその求めに応じないときは、当該改良住宅の毎月の家賃は、近傍同種家賃相当額とする。

3 (略)

自動車等処理記録台帳（第４９号様式）
を備え、当該放置自動車等に関し必要な
事項を記録するものとする。

（関係機関への照会）

第４６条 市長は、放置自動車等の自動車
登録番号標等が判明しているときは、運
輸支局長等に対し、当該放置自動車等の
登録事項等について照会するものとし
る。

２ 市長は、前項の規定による照会により
知り得た情報については、当該放置自動
車等の処理以外の目的に利用してはな
らない。

（警告書）

第４７条 条例第６６条第１項の規定に
よる警告書は、警告書（第５０号様式）
により行うものとする。

（移動に係る期間）

第４８条 条例第６７条第１項の規則で
定める期間は、１４日とする。

（保管した場合の通知）

第４９条 条例第６７条第２項の規定に
よる警察署への通知は、放置自動車等移
動保管通知書（第５１号様式）により行
うものとする。

２ 条例第６７条第３項本文の規定によ
る所有者等への通知は、放置自動車等移
動保管・引取通知書（第５２号様式）に
より行うものとする。

(保管した場合の告示方法等)

第50条 条例第67条第3項ただし書
の規定による告示は、次に掲げる事項について、保管を始めた日から起算して14日を経過する日まで、四日市市公告式条例（昭和25年四日市市条例第15号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して行うものとする。

- (1) 保管した放置自動車等が置かれていた場所
- (2) 車名、型式、塗色その他保管した放置自動車等に関する事項
- (3) 保管した放置自動車等を移動した日時
- (4) 放置自動車等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該保管した放置自動車等を返還するため必要と認められる事項

(保管した放置自動車等の返還の手続)

第51条 保管をされている放置自動車等の所有者等は、当該放置自動車等の返還を受けようとするときは、保管放置自動車等返還申請書（第53号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該所有者等は、放置自動車等移動保管・引取り通知書及び当該放置自動車等の所有者等であることを証する書類を提示しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を提出した者が

その放置自動車等の所有者等であると
確認したときは、受領書(第54号様式)
と引換えに当該放置自動車等を返還す
るものとする。

(撤去等の勧告)

第52条 条例第68条第1項の規定に
よる勧告は、放置自動車等撤去等勧告書
(第55号様式)を所有者等に交付して
行うものとする。

(撤去等の命令)

第53条 条例第68条2項の規定によ
る命令は、放置自動車等撤去等命令書
(第56号様式)を所有者等に交付して
行うものとする。

(廃物認定をする場合の手続)

第54条 条例第69条第4項の規定に
よる告示は、掲示場に掲示して行うもの
とする。

2 市長は、前項の告示を行ったときは、
遅滞なく、放置自動車等に放置自動車等
廃物認定告知書(第57号様式)を貼り
付けるものとする。

(廃物認定をしない場合の手続)

第55条 条例第71条第2項の規定に
よる告示は、掲示場に掲示して行うもの
とする。

2 市長は、前項の告示を行ったときは、
遅滞なく、放置自動車等に廃物認定外放
置自動車等処分告知書(第58号様式)

を貼り付けるものとする。

(費用請求)

第56条 条例第72条の規定による費用の請求は、放置自動車等処理費用請求書(第59号様式)を所有者等に交付して行うものとする。

第57条 (略)

第44条 (略)

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第10条関係）

市営住宅入居者名義変更申請書

年 月 日

四日市市長

| | | | |
|------|------|------|---|
| 団地名 | 市営住宅 | 住宅番号 | 号 |
| 現名義人 | | 電話番号 | |

| | | | |
|------|---|------|--|
| 新名義人 | 印 | 電話番号 | |
|------|---|------|--|

下記のとおり入居者の名義を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

記

| | | | | | |
|--------|----|----------|----------|-------|-----|
| 現名義人氏名 | | 新名義人氏 | | | |
| 変更理由 | | | | | |
| 同居者の状況 | 氏名 | 現名義人との続柄 | 新名義人との続柄 | 生年月日 | 勤務先 |
| | | | | 年 月 日 | |
| | | | | 年 月 日 | |
| | | | | 年 月 日 | |
| | | | | 年 月 日 | |
| | | | | 年 月 日 | |

住宅管理人氏名 _____ 印

関係添付書類

- 1 承継の原因となる事実を証する書類
- 2 請書
- 3 連帯保証人の印鑑証明書
- 4 相続関係を証する書類（名義人に滞納がある場合）
- 5 債務引受誓約書（名義人に滞納がある場合）

第13号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

市営 団地 号
様

四日市市長

収入認定通知書（家賃決定通知書）

四日市市営住宅条例第20条第1項及び第41条第1項の規定により、あなたの世帯の収入の額を下記のとおり認定しましたので、同条例第20条第4項の規定により通知します。

また、あなたの世帯の収入に基づく家賃は、同条例第21条の規定により下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

記

| | |
|-------------|---|
| あなたの世帯の収入月額 | 円 |
|-------------|---|

| | |
|----------|---|
| あなたの決定家賃 | 円 |
|----------|---|

| | |
|----------|--|
| 決定家賃適用期間 | |
|----------|--|

注）収入が未申告の場合は、近傍同種家賃がかかることがあります（四日市市営住宅条例第20条第3項に規定する入居者は除く。）ので、必ず申告してください。

◎収入認定

※ 収 入

| 収 入 該 当 者 | 年 間 所 得 額 | 収 入 該 当 者 | 年 間 所 得 額 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 年間所得合計 (A) | |

※ 控除金額

| | | | | | |
|--|--|--|----------------|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | 控 除 合 計 (B) | | |

※ 収入月額

| | | | | | |
|--------|------|---|----|---|------|
| 年間所得合計 | 控除合計 | | | | 収入月額 |
| (A) | (B) | | | | |
| (| 円 | - | 円) | ÷ | 12 = |
| | | | | | 円 |

◎家賃決定

※あなたがお住まいの住宅の家賃について

| 近傍同種家賃 | | | | |
|--------|--------|---------|---------|--|
| 分 位 | 応能応益家賃 | 収 入 月 額 | 収 入 分 位 | |
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |

第14号様式を次のように改める。

収入認定に対する意見申立書

年 月 日

四日市市長

| | | | |
|-----|------|------|---|
| 団地名 | 市営住宅 | 住宅番号 | 号 |
| 名義人 | 印 | 電話番号 | |

私は、 年 月 日付けで四日市市営住宅条例第20条第4項の規定により、収入の額の認定に係る通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申立てをします。

記

| | |
|----------------------------|-------|
| 認定年月日 | 年 月 日 |
| 収入認定月額 | 円 |
| 収入認定に対する意見 (更正を必要とする理由) | |

備考

- (1) 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
- (2) この申立ては、収入認定（家賃決定）通知書を受けた日から1か月以内に行うこと。

第47号様式の次に次の12様式を加える。

第48号様式（第45条関係）

放置自動車等調査記録票

| | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|----|----|----|---------|----------|----|----|--|--|
| 発見・通報年月日 | | | | | | | | | | |
| 発見者 | | | | | | | | | | |
| 通報者 | | 住所 | | | | | | | | |
| | | 氏名 | | | | 電話番号 | | | | |
| 調査年月日 | | | | | | | | | | |
| 調査担当者 | | | | | 立会警察官 | | | | | |
| 放置場所 | 所在 | | | | | | | | | |
| | 土地の区分 | | | | | | | | | |
| 自動車等の形態等 | メーカー名 | | | | | 自動車登録番号等 | | | | |
| | 車名 | | | | | 車台番号 | | | | |
| | 型式・種別 | | | | | 車検期限 | | | | |
| | 塗色 | | | | | その他 | | | | |
| 走行に必要な主な機能の状況 | | | | | 附属機能の状況 | | | | | |
| 装置 | 有無 | 破損 | 腐食 | 不明 | 附属機能 | 無・大破 | 中破 | 小破 | | |
| エンジン | | | | | 車体 | | | | | |
| トランスミッション | | | | | 塗装の状態 | | | | | |
| ラジエーター | | | | | バンパー | | | | | |
| ハンドル等 | | | | | ドアミラー | | | | | |
| 座席 | | | | | エンジンルーム | | | | | |
| タイヤ | | | | | ガラス | 前面 | | | | |
| 放置されている状況 | | | | | | 側面 | | | | |
| 汚れ・ほこりの状態 | | | | | | 後面 | | | | |
| | | | | | 照明灯 | | | | | |
| | | | | | 計器類 | | | | | |
| 捨てごみの状態 | | | | | 室内の状況 | | | | | |
| その他 | | | | | 写真撮影 | | | | | |

（注）写真撮影については、自動車等の前後、両側面、室内及び全体の状況並びにその周辺の状況がわかるものであること。

第49号様式（第45条関係）

放置自動車等処理記録台帳

| | | | | |
|------------|---------|----|----------|------|
| 発見・通報年月日 | | | | |
| 発見者 | | | | |
| 通報者 | | 住所 | | |
| | | 氏名 | | 電話番号 |
| 調査年月日 | | | | |
| 調査担当者 | | | 立会警察官 | |
| 放置場所 | 所在 | | | |
| | 土地の区分 | | | |
| 放置自動車等の形態等 | メーカー名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 車名 | | 車台番号 | |
| | 型式・種別 | | 車検期限 | |
| | 塗色 | | その他 | |
| 警告書はり付け日 | | | | |
| 照会 | 照会先 | | | |
| | 照会日 | | 回答日 | |
| | 回答内容等 | | | |
| | 照会先 | | | |
| | 照会日 | | 回答日 | |
| | 回答内容等 | | | |
| 移動保管 | 移動日 | | 保管日 | |
| | 保管の場所 | | 警察への通知日 | |
| | 移動保管の理由 | | | |

(裏面)

| | | | | | | |
|--|----------------|---|-------------------|-------|------|--|
| 所有者等 が判明 した場合 | 所有者等 | 車検証 所有者 | 住所 | | | |
| | | | 氏名 | | 電話番号 | |
| | 車検証 使用者 | 住所 | | | | |
| | | 氏名 | | 電話番号 | | |
| | 処 理 状 況 | □自主撤去(年 月 日) | | | | |
| | | □通知日(年 月 日 期限 年 月 日) | | | | |
| □返還日(年 月 日) | | | | | | |
| □勸告(年 月 日 期限 年 月 日) | | | | | | |
| □命令(年 月 日 期限 年 月 日) | | | | | | |
| □費用請求(年 月 日 期限 年 月 日) | | | | | | |
| 所有者等 が判明 しない 場合 | 移動保管 | 公 示 日 | | | | |
| | 廃物認定 | 認定基準審査日 | | | | |
| | | 廃物告示日 | | | | |
| | | 廃物認定日 | | | | |
| | | 処 分 日 | | | | |
| | | 処 分 の 方 法 | | | | |
| | 三重県知事 の 意 見 | 依 頼 日 | | 回 答 日 | | |
| | | 意 見 の 内 容 | □廃物相当 □廃物不相当 | | | |
| | 廃物認定外 | 告 示 日 | | | | |
| | | 処 分 日 | | | | |
| | | 処 分 の 方 法 | | | | |
| 備考 | | | | | | |

第50号様式（第47条関係）

警 告 書

この放置自動車等の所有者等は、至急、この放置自動車等を撤去する等の適正な処理をしてください。

適正な処理をしない場合は、四日市市営住宅条例の規定に基づき、市として処分等を行うことがあります。この場合は、所有者等に対し、処分等に要した費用を請求します。

また、この放置自動車等の所有者等に心当たりのある方は、御連絡ください。

年 月 日

四日市市長

警察署長

事務担当

電話番号

FAX番号

第 号
年 月 日

警察署長 様

四日市市長

放置自動車等移動保管通知書

市営住宅の敷地に放置された自動車等を、次のとおり四日市市営住宅条例第67条第1項の規定により移動し、同条第2項の規定により保管しましたので、同条第3項の規定により通知します。

| | | | | |
|--------------|---------|--|-------------|--|
| 放置されていた場所 | | | | |
| 移動した日時 | | | | |
| 保管を始めた日時 | | | | |
| 保管の場所 | | | | |
| 移動保管の理由 | | | | |
| 放置自動車 の形態 | メーカー名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 | | 車 検 証 使 用 者 | |
| | 有 者 | | | |
| 備 考 | | | | |

| |
|-------|
| 事務担当 |
| 電話番号 |
| FAX番号 |

様

四日市市長

放置自動車等移動保管・引取通知書

次の放置自動車等を、四日市市営住宅条例第67条第1項の規定により移動し保管していますので、同条第3項の規定により通知します。

つきましては、 年 月 日までに引き取ってください。

| | | | | |
|------------|---------|--|-------------|--|
| 放置されていた場所 | | | | |
| 移動した日時 | | | | |
| 保管を始めた日時 | | | | |
| 保管の場所 | | | | |
| 移動保管の理由 | | | | |
| 放置自動車等の形態等 | メーカー名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 | | 車 検 証 使 用 者 | |
| | 有 者 | | | |
| 備 考 | | | | |

事務担当

電話番号

FAX番号

年 月 日

四日市市長 様

〔住所
氏名〕

法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名・電話番号

保管放置自動車等返還申請書

次の保管放置自動車等の返還を受けたいので、四日市市営住宅条例施行規則第52条
第1項の規定により申請します。

なお、当該放置自動車等の移動及び保管に要した費用の請求を受けたときは、これ
に応じることを誓約します。

| | | | | |
|--------------|----------------|--|-------------|--|
| 放置した場所 | | | | |
| 放置した日 | | | | |
| 放置した理由 | | | | |
| 自動車等 の形態等 | メーカー名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 有 者 | | 車 検 証 使 用 者 | |

※事務処理欄（記入しないでください。）

| | | | |
|----------------|--|---------|--|
| 返 還 日 | | 返 還 場 所 | |
| 引取者の確 認 方 法 | | | |
| 備 考 | | | |

第54号様式（第51条関係）

年 月 日

四日市市長 様

〔住所
氏名〕

法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者
の氏名・電話番号

受 領 書

次のとおり自動車等の返還を受けました。

| | | | | |
|------------------------|-------|--|----------|--|
| 返 還 を 受 け た 日 時 | | | | |
| 返 還 を 受 け た 場 所 | | | | |
| 返 還 を 受 け た 自 動 車 等 | メーカ一名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |

第 号
年 月 日

〔 住 所
氏 名 〕

法人にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表
者の氏名・電話番号

四日市市長

放置自動車等撤去等勧告書

年 月 日付け第 号により次の放置自動車等を 年 月
日までに撤去する（引き取る）よう通知しましたが、未だ撤去され（引き取られ）ていま
せんので、四日市市営住宅条例第68条第1項の規定により、撤去する（引き取る）よう
勧告します。

| 放 置 場 所 | | | | |
|--------------------|----------------|--|-------------|--|
| 放置自動 車等の形 態等 | メーカー名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 有 者 | | 車 検 証 使 用 者 | |
| 撤去（引取り）期限 | 年 月 日 | | | |

四日市市長

放置自動車等撤去等命令書

〔住所〕 法人にあつては、主たる事務所
〔氏名〕 の所在地、名称及び代表者の氏
名・電話番号

四日市市営住宅条例第68第2項の規定により、次の放置自動車等を撤去する（引き取る）よう命じます。

| | | | | |
|----------------|----------------|-------|-------------|--|
| 放 置 場 所 | | | | |
| 放置自動車等 の形態等 | メーカー名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型式・種別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 有 者 | | 車 検 証 使 用 者 | |
| 撤 去（引 取 り）期 限 | | 年 月 日 | | |

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

放置自動車等廃物認定告知書

この放置自動車等を四日市市営住宅条例第70条第1項及び第2項の規定に基づき廃物として認定するに当たり、同条第3項の規定に基づき 年 月 日四日市市告示第 号により告示しました。

この放置自動車等の所有者等又はこの放置自動車等の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、告示の日の翌日から起算して14日を経過しても申出がないときは、当該放置自動車等を廃物と認定し、処分します。

年 月 日

四日市市長

事務担当

電話番号

FAX番号

廃物認定外放置自動車等処分告知書

この放置自動車等を四日市市営住宅条例第71条第1項の規定に基づき不要物として処分するに当たり、同条第2項の規定に基づき 年 月 日四日市市告示第 号により告示しました。

この放置自動車等の所有者等又はこの放置自動車等の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

なお、告示の日の翌日から起算して6月を経過しても申出がないときは、当該放置自動車等を不要物として処分します。

年 月 日

四日市市長

申出先

事務担当

電話番号

FAX番号

〔 住 所
氏 名 〕

法人にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の
氏名・電話番号

四日市市長

放置自動車等処理費用請求書

四日市市営住宅条例第72条の規定により次のとおり放置自動車等の処理(移動・保管・処分)に要した費用を請求します。 つきましては、期限までに必ず納入してください。

| | | | | |
|-----------------|-------------|--|-------------|--|
| 請 求 金 額 | | | | |
| 請 求 内 訳 | | | | |
| 放 置 場 所 | | | | |
| 移 動 し た 日 時 | | | | |
| 保 管 を 始 め た 日 時 | | | | |
| 保 管 の 場 所 | | | | |
| 返 還 日 又 は 処 分 日 | | | | |
| 放置自動車 等の形態等 | メ ー カ ー 名 | | 塗 色 | |
| | 車 名 | | 自動車登録番号等 | |
| | 型 式 ・ 種 別 | | 車 台 番 号 | |
| 所有者等 | 車 検 証 所 有 者 | | 車 検 証 使 用 者 | |

| |
|-----------------------|
| 事務担当 電話番号 FAX番号 |
|-----------------------|

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第44条を第57条とし、第43条の次に13条を加える改正及び第47号様式の次に12様式を加える改正は、平成30年10月1日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)